静岡地方裁判所判決に関する浜岡原発運転終了・廃止等請求訴訟弁護団声明

令和８年１０月２７日

本日の判決は、中部電力の不正を見逃し、放置するものである。

私たちは、今年の９月１４日に中部電力が公表した特別調査委員会による調査報告書を証拠として取り調べることを求め、弁論の再開を求めたが、裁判所は、これを認めず、判決に至った。

中部電力が原子力規制委員会に対し、基準地震動に関するデータ等を捏造し説明していたことが明らかになったのであるから、裁判所は、本件訴訟において、中部電力が主張していた地震動に関連するすべての証拠を排除し、浜岡原子力発電所は原子力発電所に求められる安全性を備えていないとして、被告敗訴の判決を下すべきであった。Ａ－１７活断層グループに関するものも含めて、浜岡原発の安全性に関する中部電力が本件訴訟で行ってきた主要な主張・立証が、捏造されたデータに基づくものだったということが明らかになったのであるから、浜岡原発の安全性を中部電力が全く証明できなかったとして、裁判所は、原告らの請求を認める判決をすべきだったのである。

裁判所が原告の請求を認めなかった理由は、浜岡原発につき、原子力規制委員会における適合性審査の設置変更許可が下りる見込みがない現状にあるから、浜岡原発は、しばらく再稼働することはない、だから、今は具体的危険性がない、運転を差し止める利益はない、というものである。だが、これは余りに形式的な判断だと言わざるを得ない。

南海トラフ巨大地震の震源域の真上にある浜岡原発は、運転を停止したままであっても、巨大地震が浜岡原発を襲えば、原子炉建屋、冷却設備などが破壊され、使用済み燃料の冷却が不可能になり、福島第一原発の４号機で起きたような危機が現実のものとなることが十分に予見される。そのような危険性が浜岡原発に内在していることは明らかであり、その危険性は、抽象的ではなく具体的に存在する危険性である。しばらく再稼働することはないから具体的危険性がないという判断は間違っていると言わざるを得ない。

また、裁判所は、原子力規制委員会における新規制基準への適合性審査において設置変更許可が下りるか否かが判断の決め手であるかのような考え方をしているようだが、この考え方は誤りである。

我々が本件訴訟において主張していたとおり、反対当事者が存在しない原子力規制委員会における審査は、中部電力のようにデータ捏造も厭わない不誠実な申請者に対しては無力であり、それが今回の中部電力の不正発覚により明らかとなったのであるから、今こそ、裁判所は、原子力発電所の運転を認めるかどうかを、自ら判断しなければならないかったものである。

にもかかわらず、今回の静岡地裁判決は、原子力発電所の安全性という、国民の生命、身体および財産に直接かかわる事項について、自ら判断することから逃避したのであり、司法の役割を放棄したものである。

国民は、裁判所に期待していた。国民の権利を守る最後の砦ともいうべき裁判所に、公正中立な立場で、行政の判断に追随するのではない判断をしてくれることを、国民は期待していたのであるが、その期待を裁判所は裏切ったものである。

南海トラフの巨大地震がいつ襲来するかは分からない。浜岡原子力発電所について、中部電力が「再稼働しない」と約束し、廃炉としない限り、具体的な危険性は存在し続ける。したがって、裁判所は、原告らの主張を認める判決を直ちにしなければならないというのが論理的帰結であり、それが司法に課せられた使命のはずである。私たちは、控訴し、控訴審である東京高等裁判所が司法の役割を果たし、国民の期待に応えて私達の請求を認める判決を下すこと求め、司法における戦いを続ける。

浜岡原発運転終了・廃止等請求訴訟弁護団共同代表　　鈴　木　敏　弘

同　　河　合　弘　之